



2023年12月1日

各位

会社名 ビジネスコーチ株式会社
代表者名 代表取締役社長 細川 馨
(コード: 9562 東証グロース市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 鈴木 孝雄
(TEL. 03-3528-8022)

定款変更に関するお知らせ

2023年12月1日開催の当社取締役会において2023年12月25日開催予定の第19回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

会計監査人に関する事項を明確化するため、会計監査人に関する規定を設けるため所要の変更を行うものであります。

- (1) 会計監査人の選任方法、会計監査人の任期及び報酬等についての規定を定めるものであります。
- (2) 会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定及び会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定を定めるものであります。
- (3) 上記規定の新設に伴い、章及び条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現行定款	変更案
第1条～第35条 (条文省略)	第1条～第35条 (現行どおり)
<u>(新設)</u>	<u>第6章 会計監査人</u>
<u>(新設)</u>	<u>(選任方法)</u>
	<u>第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(任期)</u>
	<u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	<u>2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(報酬等)</u>
	<u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
	<u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人</u>

<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>(会計監査人で合ったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できるものとする。</u></p> <p><u>2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
--	---

3. 日程

変更のための株主総会開催日 2023 年 12 月 25 日

定款変更の効力発生日 2023 年 12 月 25 日

以 上